

秘

昭和二十九年のビキニ水爆実験の際には第五福龍丸事件が起り、また沢山の魚体に放射能汚染が認められた。この放射能汚染の原因には二つのばあいがあった。一つは第五福龍丸のように直接の降灰を受けたばあいであり、一つは海水の汚染によって魚体内に漸次放射能が沈着するばあいである。この汚染に対して、政府は五つの漁港で魚体の放射能検査を行い、汚染の疑ある魚体を廃棄した。同時に厚生省の原爆被害対策に關する調査研究連絡協議会、日本学術会議放射線影響特別委員会等において多くの学者が協力して調査研究を行った。その結果直接降灰を受けた場合を除いて次のことが判明している。

一、魚体肉の放射能は原水爆実験直後よりもむしろ三四ヶ月後に増大し、それから徐々に減少する。

二、第五福龍丸の例を除けば魚体に認められた放射性同位元素は亜鉛や鉄が主であり、人体に最も有害なストロンチウムその他は殆んど認められなかった。多少認められた場合でもその量は今日の放射線医学で定めた許容量よりは遙かに下で従って危険は認められない。

さて近く実験が行われると発表されているがその性格は知られていないので、魚体に対する影響が一回と同様であると勿論云えない。そこで政府としてはこの実験による被害を避けるために次の手段を講じている。

一、直接降灰の被害を避けるためには、航行中及び漁撈従事者の船と密接に連絡して知れる限りの実験状況を通報し、又危険区域に近寄らないよう注意すること。

二、魚体の汚染については、現地に學術調査船を派遣して汚染状況その他を調査し、またその附近に出漁する漁船にも依頼して汚染状況を調査すること。

三、漁港においては直接の検査は行わないが、南方水域における調査の結果、亦にも異常を認めるときには直ちに検査、その他必要な措置を行う用意があること。

四環境、農作物等の汚染についても、調査の結果に基き、国内において、その対策を必要とする場合には、所要の措置を講ずる用意があること。  
国民はこれらの科学的調査に信頼して、原水爆実験に対し、徒らに不安感を起さないことを希望する。

原子力委員会

厚生省

農林省

運輸省